

e-Taxを利用していない理由(アンケート結果)

○ e-Taxを利用しない(又は利用をやめた)理由として、多くの納税者から以下の2点が挙げられている。

① 電子的な提出が困難で、書面提出になる添付書類がある。

② 電子証明書やICカードリーダーライタの取得に費用や手間がかかる。

(注)その他、別目的で書面が必要、セキュリティ上の不安など、税務手続以外の理由が挙げられることも多い。

個人

順位	理由	割合 (%)
1	ICカードリーダーライタの取得に費用や手間がかかるから	34.1
2	電子証明書の取得(更新)に費用や手間がかかるから	32.2
3	セキュリティに不安がありインターネットを利用したオンライン申請に抵抗があるから	7.4
4	添付書類の一部について、別途、提出する必要があるから	6.0
5	税務署で申告の内容を確認したいから	4.6

(注1)当該設問に対する回答者数は90,688人。複数回答可。

(注2)アンケートの回答者には個人の納税者以外(税理士等、法人)も含まれるが、その数は僅か(約2%)。

(出所)国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用に関するアンケートの実施結果について(平成29年8月)

法人

順位	理由	割合 (%)
1	社内での決裁・閲覧、金融機関への写しの提出などに書面の申告書が必要であることから、e-Taxを利用する必要性が感じられない	38.1
2	書面提出する添付書類があり、e-Tax送信分と書面提出分に分けて作業するのが煩雑である	32.0
3	税務署が近いため、e-Taxを利用する必要性が感じられない	22.3
4	電子証明書の取得に費用がかかる	21.5
5	e-Tax導入までの手続きが煩雑である又はよくわからない(初期設定、電子証明書の取得等)	20.5

(注)当該設問に対する回答法人数は2,698社。複数回答可。

(出所)平成26事務年度に東京国税局が同局調査部所管法人(原則、資本金が1億円以上の法人)を対象として実施したアンケート結果の取りまとめ12

課題① 「電子的な提出が困難で、書面提出になる書類がある」への対応

e-Taxにおける法人税申告書等のデータ提出方法(現状のイメージ)

申告書

財務諸表

(貸借対照表、損益計算書等)

勘定科目内訳明細書

(預貯金の内訳書、
売掛金の明細書等)

第三者作成書類

(収用証明書等)

自己作成書類

(出資関係図等)

e-Taxに送信可能なデータ形式:XBRL・XML※1・2

XBRL・XMLは国際的に標準化されたデータ形式であり、企業開示(有価証券報告書等)でも用いられている。他方、企業のシステムではあまり使われていないデータ形式であり、データ変換が煩雑との声がある。そのため、データ形式の柔軟化、記載事項の見直しなどを求める声もある。

イメージデータ(PDF形式)でe-Taxに送信※3

e-Taxの送信容量の拡大、提出方法の柔軟化、提出書類の簡素化などを求める声がある。

e-Tax



※1 XML(eXtensible Markup Language)とは、情報の内容にタグを付加して構造的に記述し、コンピュータ処理をしやすくするコンピュータ言語。XBRL(eXtensible Business Reporting Language)とは、XMLをベースとして開発され、財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

※2 財務諸表や勘定科目内訳書の作成・送信機能が実装されていないソフトウェアの利用者等の利便性向上の観点から、CSV形式のデータのうち、一定のルールで記録されたものの取り込み機能、XBRL・XML形式への変換機能を、国税庁が提供する電子申告ソフト(e-Taxソフト)に実装(平成28年4月)。

※3 平成28年4月以降、e-Taxで申告等を行う際、従前は別途郵送等で書面により提出する必要があった添付書類について、イメージデータ(PDF形式)による提出を可能とした。

課題② 「電子証明書等の取得に費用や手間がかかる」への対応

e-Taxにおける本人確認方法

- e-Taxにおける本人確認の方法については、オンライン手続の情報セキュリティに係る政府方針等を踏まえ、納税者の利便性を確保しつつ、オンライン手続に係るリスクに適切に対応する観点から、電子署名・電子証明書の送付を基本としつつ、一定の範囲に限ってID・パスワードによることとしている。
- また、政府方針として、電子証明書を標準的に搭載したマイナンバーカードの普及を促している。

(参考)e-Taxで利用できる電子証明書には、マイナンバーカード(公的個人認証サービス)や法務省商業登記認証局が法人の商業登記に基づいて発行する電子証明書のほか、民間企業が作成する電子証明書が存在。

オンライン手続におけるリスク評価及び電子署名・認証ガイドライン

(平成22年8月31日、各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議)

A.2.2. 電子署名と認証の使い分けの考え方

ここでは、オンライン手続における代表的な下記の3種類の脅威を考える。

- ・ 他人になりすまして申請される(なりすまし)
- ・ 申請後に申請内容を改ざんされる(改ざん)
- ・ 実際には申請済みであるにもかかわらず、その事実を否認される(事実否認)

電子署名と認証をそれぞれ個別の技術として捉える場合、一般的には、電子署名が上記のいずれの脅威に対しても有効に働き、認証は「なりすまし」を対象とした対策に位置づけられる。

一方、情報システムの設計にあたっては、脅威に対する有効性に加え、利用・運用コスト、性能等を含む総合的な観点から対策を合理的に選択することが求められる。

世界最先端IT国家創造宣言 官民データ活用推進基本計画

(平成29年5月30日、高度情報通信ネットワーク社会戦略本部 官民データ活用推進戦略会議)

第1部 総論

II-3-(2) 官民データの利活用に向けた環境整備

(中略)また、特に官民データの利活用に向けた環境整備を進めるに当たっては、データの信頼性・安全性を高める手段として、ネットワーク上の認証基盤としてのマイナンバー制度の普及展開を推進する。

課題② 「電子証明書等の取得に費用や手間がかかる」への対応

個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化（平成31年1月以降順次実施）

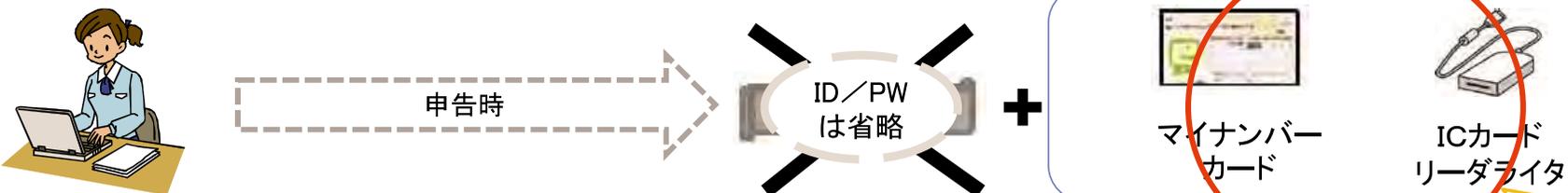
1. 個人納税者がマイナンバーカード※を用いてe-Taxを利用する場合において、ID・パスワード(PW)の入力を省略する。（マイナンバーカード方式）
2. また、マイナンバーカードの未取得者を念頭に、厳格な本人確認に基づき税務署長が通知したID・パスワード(PW)のみによるe-Taxの利用を可能とする。（ID・パスワード(PW)方式）

※マイナンバーカードには電子証明書が標準的に搭載

現行の方式



1. マイナンバーカード方式



近年、マイナンバーカードの電子証明書情報を読み取り可能なスマートフォンが登場（ICカードリーダーライターが不要となる）

2. ID・パスワード方式



ただし、ID・PW方式は国税庁HPからの申告のみを対象しており、国税庁HPサーバからe-Taxにデータを送信する際、自動的に電子署名を付して（暗号化処理）、改ざん検知を図る予定

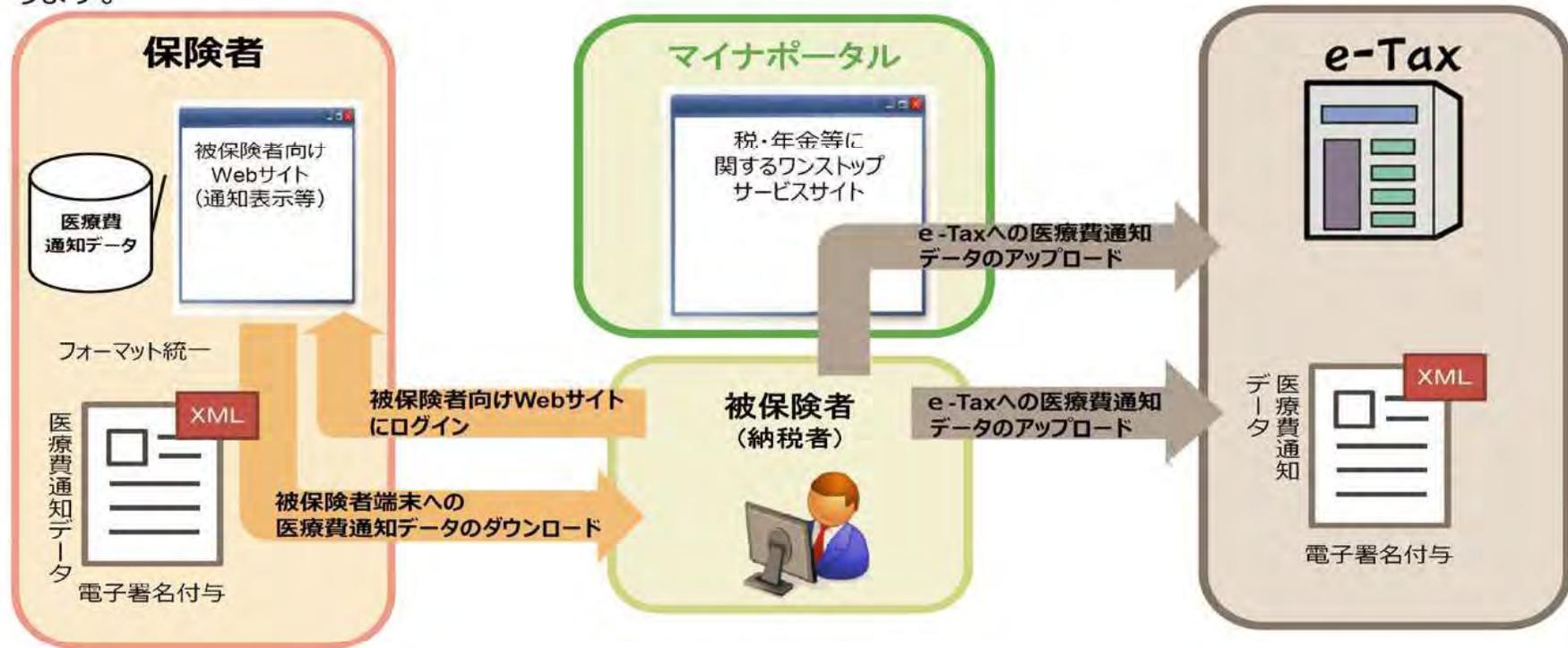
医療費控除申告の電子化

- 医療費控除については、平成19年度税制改正により、納税者利便等の観点から、電子申告(e-Tax)の場合には領収書の添付省略が認められていた。
- 平成29年度税制改正においては、医療機関からの領収書に代えて、医療費等の明細書(各保険者から提供される医療費通知等)の提出を求める仕組みとしたところ。その結果、納税者は、各保険者から提供される医療費通知データを用いて、e-Taxにより電子申告することが可能となった。

厚生労働省資料

2. 医療費通知を活用して医療費控除の電子申告をする場合の流れ(イメージ)

平成29年分の電子申告(平成30年1月～)については、被保険者が、被保険者向けWebサイトにログインし、被保険者端末へ医療費通知をダウンロードした後、e-Taxへ医療費通知をアップロードする方式となります。



国税の納付のキャッシュレス化推進

- 国税の納付については、納税者のニーズを踏まえ、口座振替、電子納税、クレジットカード納付、コンビニ納付といった多様な納付手段を整備してきたところ。
- 窓口での現金納付は、納税者にとって手間がかかるほか、税務署窓口の収受については、現金管理等の行政コストも生じる。経済社会のキャッシュレス化が進展する中、今後とも納付手段の利便性向上を図りながら、国税の納付のキャッシュレス化を推進する必要。

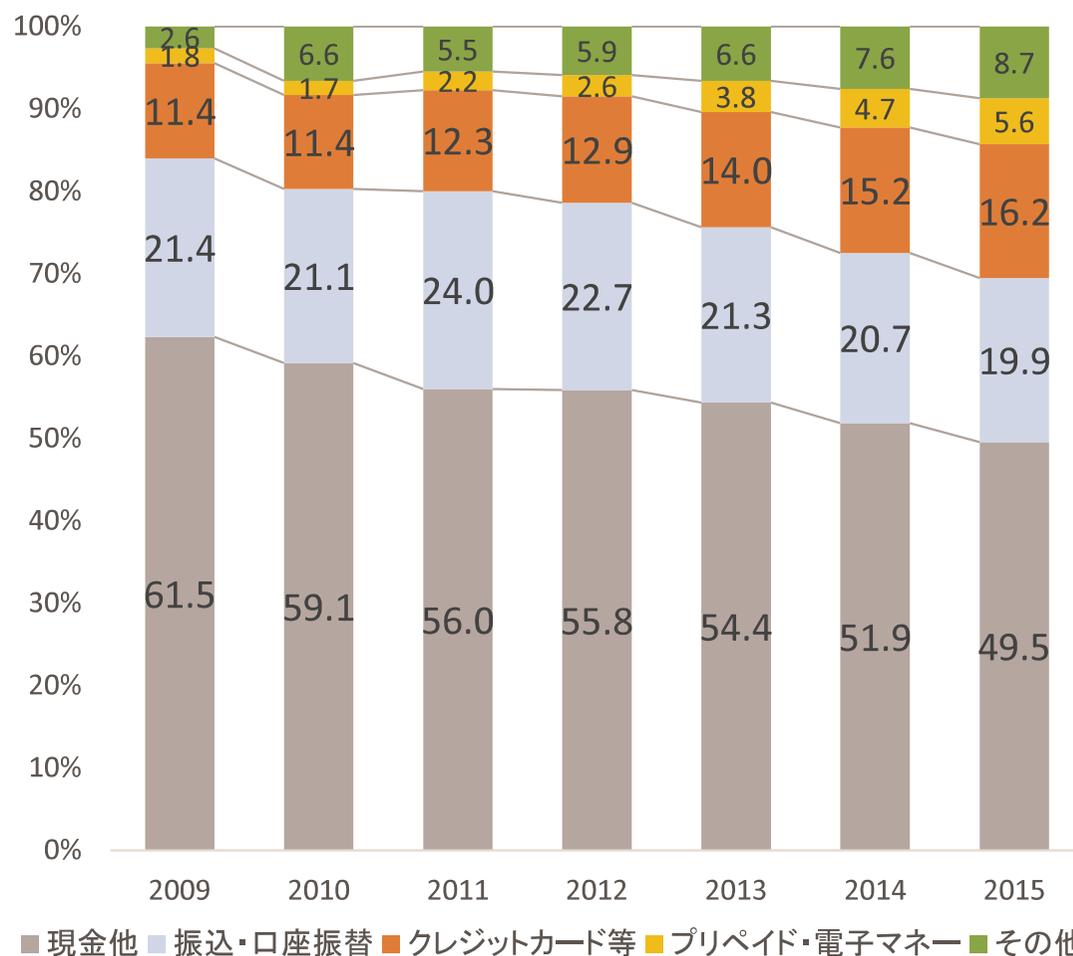
納付手段別の納付件数(平成28(2016)年度)

納付手段	納付件数 (万件)	割合 (%)
窓口での現金等による納付	3,334	75.6
金融機関窓口	3,175	72.0
税務署窓口	159	3.6
コンビニエンスストア納付 ^{注1}	170	3.9
クレジットカード納付 ^{注2}	5	0.1
口座振替(個人のみ利用可)	608	13.8
電子納税	290	6.6
ネットバンキング等	194	4.4
ダイレクト納付	96	2.2
合計	4,407	100.0

(注1) コンビニでの納付は納付税額は30万円以下のみ。

(注2) クレジットカード納付は平成29年1月から開始(納付税額1,000万円未満のみ)。上記は1月から3月までの数値。

個人消費に占める決済手段のシェア



(注) 「クレジットカード等」は、「クレジットカード」と「デビットカード」のシェアの合計値。

「その他」は、「ペイジー」、「コンビニ収納」と「代金引換」のシェアの合計値。

(出所) クレディ・セゾン決算説明会資料より財務省作成

- 規制改革推進会議答申を踏まえ、大法人の電子申告義務化、中小法人の電子申告利用率引上げ等に向けて取り組むこととあわせて、e-Taxの使い勝手改善のため、以下の取組を実施・検討。

認証手続

申告・申請手続
(データ作成 → 電子署名・送信)

納付手続

e-Tax受付時間の更なる拡大【30年度実施に向けて検討】

マイナポータルからe-Taxへの認証連携(※1)
【29年1月実施】

個人納税者のe-Tax利用の認証手続の簡便化
【31年1月実施予定】

e-Taxの送信容量の拡大
【30年度実施に向けて検討】

e-Taxソフトにおける財務諸表の勘定科目設定機能の実装(※2)
【30年度実施に向けて検討】

e-Tax利用による手続簡素化(※3)
【31年度実施に向けて検討】

法人納税者のe-Tax利用の電子署名の簡便化
【制度改正を含め検討】

ダイレクト納付を利用できる預貯金口座の複数登録
【30年1月実施予定】

ダイレクト納付を利用した予納制度の拡充(※4)
【制度改正を含め検討】

e-Taxの申告情報(納付税額等)の電子納税への自動引継機能の整備(※5)
【29年6月実施】

※1 マイナポータルにログインすることにより、e-Tax用のID・PWを入力することなくe-Taxへのログインを可能とする。
 ※2 企業の簡易な操作により、企業が利用している勘定科目名の設定を可能とする。
 ※3 法人番号の入力により法人名称等の情報を自動反映する機能をe-Taxに実装するなど。
 ※4 ダイレクト納付において、定期均等額や任意のタイミングでの予納(見込税額の納期前納付)を可能とする。
 ※5 e-Taxによる申告情報をインターネットバンキング等を利用した納付手続に引き継ぐ機能を実装する。